

平成十二年十一月十六日提出  
質問 第三四号

S A C Oと技術支援グループ等との関連に関する再質問主意書

提出者 金田 誠 一

## S A C O と技術支援グループ等との関連に関する再質問主意書

技術支援グループ（T S G）及び技術アドバイザー・グループ（T A G）の存在に関し再度質問する。

一 先の答弁書（平成十二年十一月七日答弁）ではT S Gの設置に関し法令上の根拠はないとのことであるが、それに関して以下の点を明らかにされたい。

1 T S Gは関係省庁の職員で構成されている。国家公務員法第百一条は職員に職務に専念することを義務付けており、これら職員のT S Gでの作業も職務の一環として執り行われたものと思われる。

そこで関係省庁の職員は、いかなる職務命令に基づいてこのT S Gの作業に参加したのか、それぞれにつき明らかにされたい。

2 T A Gに係る経費は国の予算から支出されたのか。支出されたのであれば、その名目と支出に関する法令上の根拠を明らかにされたい。

二 T A Gの構成員は次の事項を知り得えたのか明らかにされたい。

1 「国家公務員法」第百条で定める「秘密」。

2 「自衛隊法」第五十九条で定める「秘密」。

- 3 「秘密保全に関する訓令」(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第二条で定める「秘密」。
- 4 「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」第一条第三項で定める「防衛秘密」。
- 5 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」第六条で定める「合衆国軍隊の機密」。
- 6 「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)」(防防調一第九四八号)で定める「取扱い上の注意を要する文書等」。

右質問する。